

「訓練生育成コース」実施要綱

平成 29 年 4 月

株式会社クオリティ・オブ・ライフ

(趣旨)

この要綱は、厚生労働省の事業を活用して群馬県が主催する「物流人材育成・確保対策事業」のうち、事務局として株式会社クオリティ・オブ・ライフが実施する、「平成 29 年度訓練生育成コース」の実施について定めるものです。

1. 「物流人材育成・確保対策事業」について

群馬県では、県内の製造業等を支える物流企業の人手不足が顕著となっています。そのため、群馬県の更なる経済発展に向けて物流企業の人材不足を解消すべく、県内に本社を置く中小物流企業（※）の人材育成・確保を支援することを目的として、「物流人材育成・確保対策事業」を実施します。

※「中小物流企業」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者のうち、「道路貨物運送業」又は「倉庫業」を営む者であり、以下に該当する「みなし大企業」は除きます。

- ①発行済株式の総数又は出資価額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業(特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く)が所有している中小企業者
- ②発行済株式の総数又は出資価額の総額の 3 分の 2 以上を大企業(特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く)が所有している中小企業者
- ③大企業(特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く)の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者

2. 「訓練生育成コース」について

本事業における人材育成支援メニューのうち、「訓練生育成コース」では、大型一種自動車免許取得支援や基礎的な導入研修・育成プログラムを実施することで、県内中小物流企業の人材（トラックドライバー）の確保・育成を支援します。

県内中小物流企業が別途実施する「物流入門セミナー」受講者の中から新たに採用した者を訓練生として受け入れ、「訓練生育成コース」を実施します。

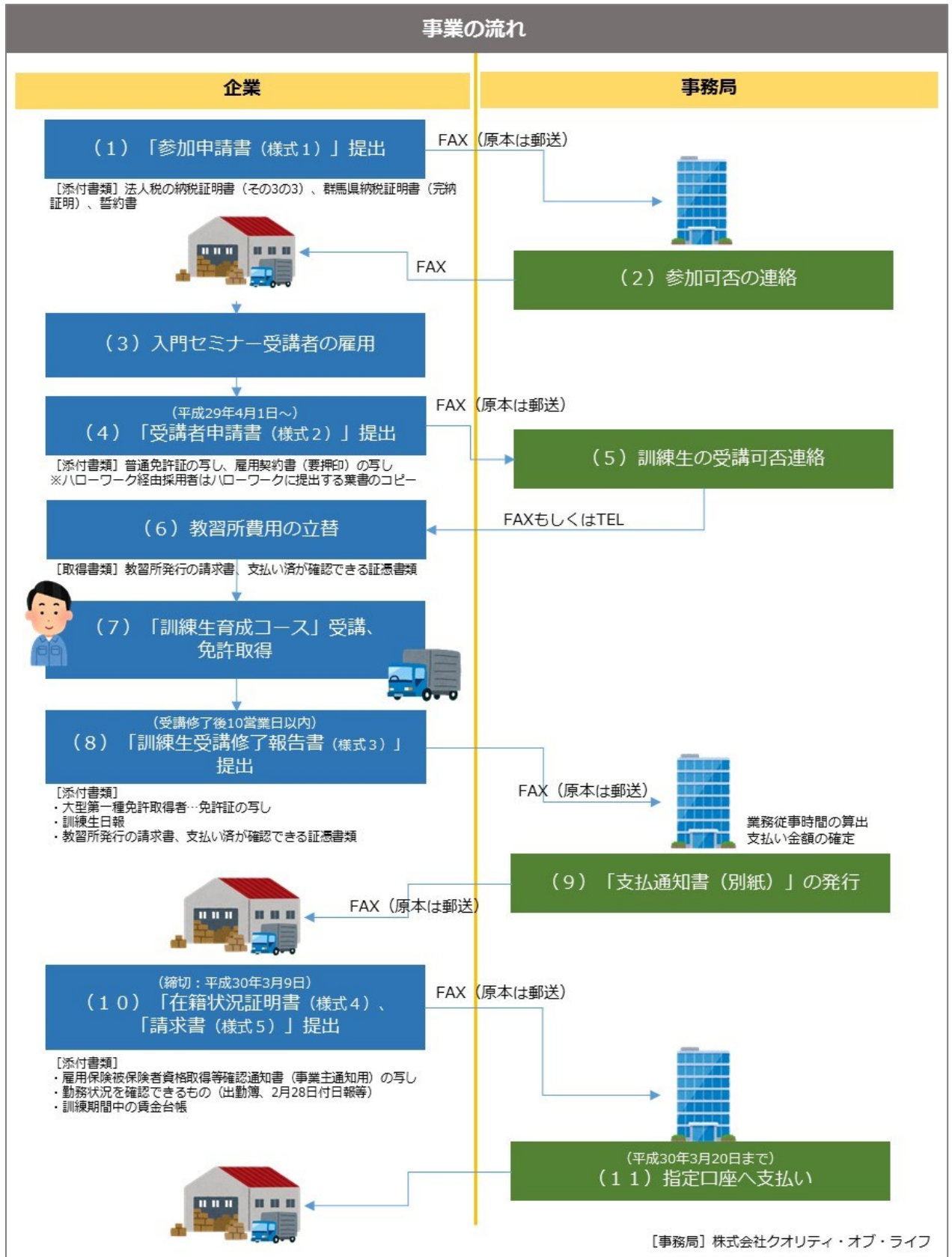
【訓練生育成コースの概要】

物流分野で必要となる大型一種免許の習得（免許講習）や、物流業界の専門知識を実践的に学び、物流業界での即戦力となるスキル（座学研修）を身につけることができるコースです。

対象企業	県内に本社を置く中小物流企業（道路貨物運送業又は倉庫業） ※「みなし大企業」は除きます。（上記1参照） ※ <u>国税、県税等の滞納、重大な法令違反（労基法など）がないこと</u>
訓練生の要件	対象企業の従業員で下記のすべてを満たす方 ● 「入門セミナー」受講後、平成29年4月1日以降（平成28年度の「物流入門セミナー」参加者については平成29年2月1日以降）に正社員もしくは非正規社員として新規雇用した者（ただし、「 <u>入門セミナー</u> 」受講前に当該企業から採用について内定を受けていた場合は対象外） ● 申請時点で、雇用開始から3ヶ月を経過していないこと ● 大型一種免許の取得が可能であること（21歳以上かつ普通・中型・大型特殊自動車免許のいずれかを取得して3年以上の方）
日程	第1回 4月11日（火）～5月9日（火） 第2回 6月6日（火）～6月29日（木） 第3回 7月11日（火）～8月4日（金） 第4回 9月5日（火）～9月29日（金） 第5回 11月7日（火）～12月1日（金） 第6回 1月16日（火）～2月8日（木） ※土・日曜日、祝日を除く約18日間
時間	午前 9:00～13:00（訓練生によって異なる） ※各教習所で設定 午後 14:00～18:00（座学）
内容	● 免許講習（午前）：大型一種免許取得のための講習 ● 座学研修（午後）：基礎業務スキル（ビジネスマナー等）研修、物流専門教育、危険予知訓練、初任研修、職場実習
場所	● 免許講習（午前） 県内で該当免許が取得可能な教習所（申請時に確認します） 座学研修（午後／職場実習以外） 前橋自動車教習所（群馬県前橋市関根町2丁目1番地18） ● 職場実習 各就労先
費用	<u>免許取得の費用は、原則全額無料となります。</u> 本事業での支援対象費用は以下のとおりです。 1. 訓練生育成コース受講時間中の給与（群馬県最低賃金）

	<p>2. 大型一種免許取得費用（規定分） （初任診断・初任診断研修費用も含む） ※教習所・研修会場までの交通費は対象外です。</p>
定員	30名（平成29年度）
募集期間	平成29年4月1日～（定員に達し次第、受付終了）
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 同一企業から複数名の応募があった場合、他企業からの申込状況を考慮の上参加の可否を決定します。 ● 各回とも5名程度を想定していますが、教習所の対応が可能な範囲で申請を受け付けます。ただし、定員に達した時点で今年度の受付は終了とし、以降の回は実施しません。 ● 教習所における免許取得課程（超過分を除く）が上記実施期間内に終了しない場合、上記実施期間終了後1ヶ月以内（ただし、第6回については平成30年2月28日まで）に免許を取得することとし、それをもって本コースの修了とします。 ● 免許取得に伴う給与上の処遇は、当該企業の給与規定に基づき対応してください。 ● 本事業による給与支援額は、訓練受講時間に対し、群馬県が定める最低賃金額で計算するため、各企業が訓練生に対し実際に支給する額とは異なる場合があります。 <p>【費用を支援できない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成30年2月28日までに大型一種免許が取得出来なかった場合。 ● 大型一種免許取得後、平成30年2月28日までに対象者が当該企業を退職した場合。 ● 免許取得課程の超過分に係る費用および給与。
申込先	<p>株式会社クオリティ・オブ・ライフ 〒101-0046 東京都千代田区神田多町 2-2-22 千代田ビル 2階 【TEL】03-3526-6751 【FAX】03-3526-6752 【Mail】 gunma-butstryu@qol-inc.com</p>
締め切り	各回開始の5日前まで

3. 「訓練生育成コース」の事務手続きについて



(1) 「参加申請書（様式1）」の提出

事業参加を希望する企業は、「参加申請書」と「必要書類」を事務局にFAXにて提出（原本は郵送）。

【必要書類】

- 法人税の納税証明書（その3の3） ※税務署で発行されるもの
- 群馬県納税証明書（完納証明） ※行政県税事務所で発行されるもの
- 誓約書

※申請日前3ヶ月以内に交付されたもの（写し可）

(2) 参加の可否連絡

「物流人材育成・確保対策事業」への参加可否を事務局からFAXにて連絡。

(3) 入門セミナー受講者を雇用

参加可となった企業は、平成29年度入門セミナー受講者を正社員・非正規社員のいずれかで雇用。ただし、(1)の参加申請前および平成28年度入門セミナー受講者は、平成29年2月1日以降の雇用者も対象となります。

(4) 訓練生育成コース「受講者申請書（様式2）」の提出 ※平成29年4月1日以降申請可
企業は、上記の雇用した従業員の希望する回を選択し、必要書類と併せて、「受講者申請書（様式2）」を事務局にFAXにて提出（原本は郵送）。

【必要書類】

- 免許取得対象者であることの証明…自動車運転免許証の写し
- 雇用契約が確認できるもの…雇用契約書（要押印）の写し
- ハローワーク経由採用者はハローワークに提出した選考結果通知のコピー

※受講希望者全員分提出のこと

(5) 訓練生の受講可否の連絡

訓練生育成コースの受講可否を電話もしくはFAXで連絡。（同一企業から複数名の申請があった場合、他企業からの申込状況を考慮の上受講の可否を決定します。）

(6) 教習所費用の立替

教習所費用は各企業にていったん立替をお願いします。立替費用は、(11)の事務局からの支払時に併せてお支払いします。

【対象となる講習内容】

- 大型一種（普通免許保持）
- 初任診断（非課税）

- 初任運転者に対する特別な指導

【立替費用の請求に必要な書類】

- 教習所からの請求書（宛先は貴社名を記載してください）
- 教習所へ支払い済を確認できる証憑書類（振り込み書、領収書等）

※超過受講分の取得費用及びそれに係る給与に関しては企業負担となります。請求書は、各項目の内訳が分かるように発行を依頼してください。（特に超過分の取得費用が分かるように記載してください）。不明点は事務局に確認ください。

※免許講習の受講開始は、参加する訓練生育成コースが始まる1週間前から可能とします。

（7）免許取得

訓練生は「訓練生育成コース」を受講し、免許を取得

【注意点】

- 「訓練生日報」は各自毎日記載し、事務局担当者の押印をもらうこと。
ただし、職場実習は、本人ではなく上司に記載してもらうこと。
- 職場実習期間は、上司の押印をもらうこと（サイン不可）

（8）「訓練生受講修了報告書（様式3）」の提出

受講修了後10営業日以内に、「訓練生受講修了報告書（様式3）」を必要書類とともに事務局に提出

【必要書類】

- 大型第一種免許証の写し
- 訓練生日報
- 教習所発行の請求書、支払い済を確認できる証憑書類

※受入訓練生全員分提出のこと

【注意点】

a. 総支払額について

本事業での総支払額は、「免許取得費用」＋「受講時間」×「時給」の合計額とします。

b. 受講時間について

- 移動時間及び昼休憩時間（1時間）は受講時間に含まれません。
- 遅刻、早退、欠席した場合は、業務従事時間から差し引きます。
- 免許取得の超過受講分（補講や再試験等）の時間は対象外となります。
- 「訓練生日報」に事務局担当者もしくは上司の押印がない場合は、業務に従事したことを証明できないものとし、該当する時間を差し引きます。
- 1日の受講時間の合計は、15分単位（15分未満切り捨て）で計算します。

c. 時給について

時給は一律、群馬県が定める最低賃金（平成 29 年 10 月度改正分を適用）の時間額とします。

(9) 「支払通知書（別紙）」の発行

提出した書類を元に事務局にて支払い金額を確定し、「支払通知書（別紙）」を企業あてに発行します（FAX もしくは郵送）。

(10) 「在職状況証明書（様式4）」及び「請求書（様式5）」の提出

平成 30 年 2 月 28 日現在の在籍状況を報告するための「在籍状況証明書（様式4）」と、「支払通知書」に基づく「請求書（様式5）」を平成 30 年 3 月 9 日（必着）までに事務局に FAX にて提出（原本は郵送）してください。

※大型一種免許取得後、平成 30 年 2 月 28 日までに訓練生が当該企業を退職した場合は、費用の支援はありません。

【必要書類】

- 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し
- 勤務状況を確認できるもの（出勤簿、2 月 28 日付日報等）
- 訓練期間中の賃金台帳

(11) 指定口座への支払い

事務局において訓練生の在職状況及び請求書の内容を確認後、平成 30 年 3 月 20 日（火）までに指定口座に費用を支給します。

4. その他

(1) 提出頂いた書類に虚偽の記載があった場合には、支払いは行いません（支払い済の場合には、返金対応いただきます）。

(2) 本事業でご提出いただいた個人情報は、「個人情報保護方針（※）」に従い適切に管理の上、本事業に係る一連の業務の範囲内で利用させていただきます。

(※)「個人情報保護方針」<http://www.gol-inc.com/privacypolicy.html>

(3) 物流企業の在職者に向けた人材育成支援プログラムに興味がありましたら、事務局までお問い合わせください。

本件に関してご不明な点は下記まで御連絡ください。

【事務局】 株式会社クオリティ・オブ・ライフ

〒101-0046 東京都千代田区神田多町 2-2-22 千代田ビル 2 階

TEL 03-3526-6751 / FAX 03-3526-6752 / Mail gunma-butsumuryu@gol-inc.com